

# 第 1 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和 6 年 9 月 3 日 (火) 13 時 26 分 ~ 14 時 25 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益委員	坂本委員、桜間委員
労働者委員	浦上委員、三浦委員、森田委員
使用者委員	佐々木委員、廣利委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官</p> <p>ただ今から、第 1 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。</p> <p>本日は、上林委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。</p> <p>では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。</p> <p>審議に入ります前に、労働基準部長より、御挨拶を申し上げます。</p> <p>岡本労働基準部長</p> <p>労働基準部長の岡本でございます。</p> <p>各委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、本専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>最低賃金につきましてはこれからご審議いただきます特定(産業別)最低賃金の外に地域別最低賃金というものがあまして、8 月 30 日に官報公示を行い 10 月 1 日から</p>	

時間額 1,052 円で、現行から 51 円引き上げて発効することが確定しました。

今日の必要性の審議におきましても地域別最賃を意識した審議が必要になってこようかと思えます。

また特定最賃の審議につきましては、労使委員の皆様のイニシアティブを発揮いただいた審議が求められております。

兵庫では 7 つの特定最低賃金の必要性の申出をいただいております、今日は 6 つ目の専門部会ですが、今後の審議日程もタイトになっており皆様方も日程調整にご苦労いただいているかと思えますが、今後のご審議の程よろしくお願いいたします。

飯田賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではありますが、時間の関係もありますので、資料 1 ページに添付してある委員名簿にて各自ご確認いただくことで代えさせていただきたいと思えます。

それでは、議題(1)「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前にご相談いただいて候補者をご推薦していただき、その後、ご推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするというにさせていただきますが、そのように進めさせていただきますよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

飯田賃金指導官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしく申し上げます。

桜間委員

公益側委員において事前に打ち合わせております。部会長には坂本委員を、部会長代理には私、桜間を推薦することで調整を終えていますので、この 2 名を推薦したいと思います。

飯田賃金指導官

ただ今部会長に坂本委員、部会長代理に桜間委員とのご推薦がございましたが、労使委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

飯田賃金指導官

異議なしとの声をいただきましたので、部会長に坂本委員、部会長代理に桜間委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、坂本部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本部会長

部会長に選出されました坂本です。よろしく申し上げます。

はじめに専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。

労働側の委員は、どなたにされますか。

浦上委員

浦上で申し上げます。

坂本部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

吉川委員

吉川で申し上げます。

坂本部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私と浦上委員、吉川委員とします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することとしたいと思いますが、それでよろしいですか。

各委員

(異議なし)

坂本部会長

それでは、次の議題(2)「兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に「改正決定の必要性の有無について」それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

安積賃金室長

事務局から説明します。

兵庫県では9件の特定最低賃金がございます。

そのうち今年は6月24日、6月25日、7月4日に合計7件の特定最低賃金改正の申出をいただいております。

お手元にお配りしております資料の14ページをご覧ください。

今年の特定最低賃金申出状況を取りまとめております。

申出をいただきました7件の最低賃金につきましては何れも形式的要件を満たしていると判断し、7月19日の本審において改正必要性の有無について諮問をさせていただきました。

兵庫県では令和元年までは本審で一括して改正の必要性の審議を行い、各専門部会で金額審議のみを行っておりましたが、令和2年以降は各業界事情に詳しい専門部会委員の判断に委ねるべきとの意見を踏まえ、各専門部会で改正必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も昨年同様、各専門部会において金額改正の必要性の有無に係る審議から行ってゆくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問・答申、そして金額を幾らにするかという金額改正の諮問・答申の二つの段階を経て金額改正に至るとかたちになっております。

そのあたりについて簡単にご説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

特定最低賃金の審議の流れを説明した資料を添付させていただきました。

3ページですが、特定最低賃金は最低賃金法第15条から第19条で規定されていて、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとされております。

その決定は労使のイニシアティブにより決まり、全国で224件設定されています。

兵庫県では先程申し上げましたとおり、9件設定されているところですが、その内7件の改正申出があった状況となっております。

特定最低賃金と地域別最低賃金の関係については、最低賃金法第16条に、特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定しなければならないと定められております。

資料の4ページをご覧ください。

地域別最低賃金は時間額で1,001円となっておりますが、これは全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットである機能であるのに対し、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定がなされています。この点が大きく異なっています。

資料の9ページをご覧ください。

次に特定最低賃金の決定・改正までのプロセスです。

まず、関係労使からの申出がありましたら労働局長が諮問をし、審議会または専門部会で金額改正必要性の調査審議を行い、必要性答申があった場合は金額の諮問、金

額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行い、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をして効力発生となります。

本日はこの流れの中で必要性の調査審議を行っているものです。

資料の7ページをご覧ください。

ここでは特定最低賃金の改正必要性や金額決定に係る審議について考え方がまとめられています。

昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申では、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとされています。

つまり改正の必要性は全会一致によらなければならないということです。

一方、平成14年の中央最低賃金審議会の協議会報告では、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に係る調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい、とされています。

ここでは「望ましい」と表記することにより全会一致だけではなく、採決により決定することも有りうるが含まれています。

以上のことから特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須ですが、金額決定は全会一致が望ましいとされています。

改正の必要性有りとなった場合は、先程ご説明させていただきましたように最低賃金法第16条の定めにより地域別最低賃金よりも高い額、最低1円以上の引き上げで特定最低賃金を決定することが求められています。

つまり今年の場合ですと兵庫県最低賃金を1,052円に引き上げる答申をいただいておりますので、8月21日の異議審を経て8月30日に公示を終えていますので、1,052円を超えない改正は認められないことになります。

また特定最低賃金は申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできません。

改正額の上限はその最低限が限度となります。

具体的には資料の14ページ「特定最低賃金申出状況一覧表」をご覧ください。

表の左が塗料製造業で、「最も低い金額」、「労働協約(時間額)」に「1,100円」とありますが、そのため1,100円を超えることはできないことになっています。

以上を踏まえてご審議いただきたいと思います。以上です。

坂本部長

ただ今の説明について、御意見、御質問はありますか。

各委員

(意見なし)

坂本部長

それでは、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

山中労働基準監督官

私から配布させていただいております参考資料のうち、基礎調査の結果の概要等についてご説明させていただきます。

以下の資料について説明。

資料 6 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）」（18～38ページ）

安積賃金室長

続きましてお配りしております資料のうち、主に経済概況や雇用状況等に係る部分を説明させていただきます。

以下の資料について説明。

資料 7 一般職業紹介状況（令和6年7月分）抜粋（兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和6年8月30日発表）

資料 8 管内金融経済概況（日本銀行神戸支店 2024年7月18日）

資料 9 毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県 令和6年6月）抜粋

資料 10 兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部 令和6年8月14日公表）抜粋

資料 11 兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部 令和6年6月速報）抜粋

資料 12 連合兵庫 2024 春季生活闘争 平均賃金方式 第7回（最終）回答集計（連合兵庫 2024年7月3日公表）

資料 13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果（2024年6月5日 日本商工会議所・東京商工会議所）

資料 14 塗料製造業関係最低賃金（令和4、5年度、全国）

坂本部長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

各委員

（意見なし）

坂本部長

それでは、審議を続けます。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会

一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性は無しということになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変なご苦勞をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方がご意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たことになり答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととなります。

では最初に労使双方それぞれで、意見調整をされるでしょうか。

労使委員

はい。

坂本部長

それでは、それぞれ別室でお願いいたします。

(労使それぞれ別室で意見調整。)

坂本部長

それでは審議を再開します。

改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に関するお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

三浦委員

それではご報告します。

まず、事務局からご説明があったとおり2024年度の地域別最低賃金の金額改正が現状の1,001円から51円増の1,052円になり、この時点で現状の兵庫県塗料製造業最低賃金1,048円が埋没しています。

やはり塗料産業で働く人々のためにもセーフティネットといった観点からも最低賃金の引き上げは必須であると考えます。

また我々の労働組合の上部団体であるJEC連合の塗料部会加盟組合の中で2024春闘の結果として、平均で4.57パーセントの賃上げ率を達成しました。2023春闘では2.86パーセントで、やはり各企業の労使でしっかり協議してこの賃上げが達成したという状況です。

その中で、神奈川県塗料製造業最低賃金は地域別最低賃金に埋没してはいますが、

大阪府ないしは栃木県の塗料特定最賃は 50 円以上の引き上げを目指して取り組む姿勢であり、兵庫県の方も必要性有りに答えていただきたいという思いは持っております。

兵庫の他産業の特定最低賃金もいくつか必要性有りと出ていることから塗料製造業も是非必要性有りと回答をいただきたいと思います。

以上です。

坂本部長

次に使用者側委員からお願いします。

吉川委員

使用者側から述べさせていただきます。

自動車の不正問題やウクライナなどの海外情勢がありますが、日本の物価上昇は現状の問題としてあり、我々も必要性ありと考えます。

ただし、最も重視すべきことは中小企業のことであり、次回以降の金額審議では根拠となる数字を基に慎重に検討をお願いしたい、そういった前提で改正必要性有りとします。

以上です。

坂本部長

労使双方よりそれぞれの考え方をお聞きしましたところ、ご意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきます。

7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについてご異議はございませんか。

各委員

異議なし。

坂本部長

出席者全員のご賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては全会一致により「兵庫県塗料製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至ったということを確認しました。

では事務局は、そのように専門部会報告及び答申文についてそれぞれの案の作成をして下さい。



安積賃金室長

それでは事務局で準備をしますのでしたらお待ちください。

(事務局で報告文案の準備を行う。)

坂本部長

では、報告文案から確認したいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

はい、報告文案を読み上げます。

令和6年9月3日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

部会長 坂本 知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 上林 憲雄、坂本 知可、桜間 裕章

労働者代表委員 浦上 哲也、三浦 圭司、森田 直樹

使用者代表委員 佐々木 保、廣利 芳樹、吉川 和宏

以上です。

坂本部長

ただ今読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいですか。

各委員

異議なし。

坂本部長

それでは報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので局長あての答申を行います。

それでは事務局で答申文案を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

はい、答申文案を読み上げます。

令和6年9月3日

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

坂本部長

ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいですか。

各委員

異議なし。

坂本部長

それでは答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしましたので、事務局は準備をお願いします。

(坂本部部长から岡本労働基準部部长に答申文を手交。)

坂本部部长

続いて議題(3)「その他」ですが、事務局から説明事項等ありますか。

安積賃金室長

本日、改正必要性有りの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を15日間行うこととなります。

そのため次回の専門部会の日程ですが、今回は9月20日金曜日午前10時からの開催をお願いいたします。

また次回の専門部会につきまして、公開・非公開についてのご判断をお願いいたします。

坂本部部长

では今回は9月20日金曜日午前10時から開催します。

今回は金額審議となりますが、昨年より専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開」と決定しておりますので公開したいと思います。

よろしいですか。

各委員

異議なし。

坂本部部长

特に異議もありませんのでそのようにしたいと思います。その他ございますでしょうか。

安積賃金室長

特にございません。

坂本部部长

本日の審議はこれで終わります。ご苦労様でした。

坂本 知可

浦上 哲也

吉川 和宏